

新型コロナウイルス感染症に係る特別定額給付金事務事業

市民生活部

市民課

背景・目的

国内における新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国において新型コロナ感染症緊急経済対策が閣議決定（令和2年4月20日）され、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要があるものとして、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うものとして、特別定額給付金（仮称）事業が実施されることとなったもの。

事業概要

新型コロナウイルス感染症拡大による全国緊急事態宣言を受け、全国全ての人々に可能な限り迅速に1人当たり10万円の給付金を届け家計への支援を行う事業であり、令和2年4月27日に上天草市住民基本台帳に記載されている人を対象（令和2年4月1日現在：26,432人）として給付金を届ける事業。

予算概要

| | |
|-----------------------|--------------|
| ① 会計年度任用職員報酬（5名） | 3,683 千円 |
| ② 職員時間外手当 | 1,440 千円 |
| ③ 需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕費） | 3,236 千円 |
| ④ 役務費（郵便料等） | 2,927 千円 |
| ⑤ 委託料（システム改修委託料） | 1,980 千円 |
| ⑥ 特別定額給付金 | 2,643,200 千円 |

専決総額 2,656,466千円

スケジュール

- ・ R2. 4月 料金別納郵便局協議
 - ・ 事業実施に係るシステム改修
 - ・ R2. 5月 申請書発送準備（宛名確認、封入）
 - ・ R2. 6月 申請書類発送
 - ・ 申請書受付及び振込処理
- ※ 申請期限については、郵送申請方式の給付受付開始日から3ヶ月以内。